

令和 7 年 市議会 9 月定例会提案予定議案（補正予算・一般会計 3 号）

【補正額】

- ・ 歳入歳出とも 242,056千円の増額
- ※補正後予算額 82,003,725千円

補正予算

歳出

① 財産管理事務／公的不動産活用課

市有地管理等に起因する事故の損害賠償の追加

300千円 → 1,362千円

(内訳) 賠償金 1,062千円増

- ・ 令和5年度及び令和6年度に発生した市有地の樹木倒木による損害について損害賠償を行うため費用を補正するもの。

② 重点事業 公共施設再編事業／公的不動産活用課

旧諸戸邸増築棟解体及び防災対策工事請負費の追加

46,200千円 → 69,531千円

(内訳) 工事請負費 23,331千円増

- ・ 令和7年6月4日に入札を行ったが応札価格と予定価格との乖離が大きく、入札不調となった。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約も同様の理由により不調となったことから、価格上昇分の経費を補正するもの。

③ 東アジア文化都市事業／東アジア文化都市事業担当

実行委員会負担金の追加

179,060千円 → 221,649千円

(内訳) 負担金 42,589千円増

- ・ 東アジア文化都市事業における閉幕式は、日中韓各都市行政関係者のみの会議形式にて共同宣言の取り交わし等に止める想定だったが、今年5月の開幕式が一般参加者から大変好評だったこと、現時点で韓国安城市及び中国マカオ特別行政区における閉幕式については、各都市からの行政団及び芸能団を招致する旨の連絡を受けていることなどから、本市においても開幕式と同規模で実施するため、負担金を補正するもの。
- ・ なお、歳入確保として、クラウドファンディングを実施予定。

④ 市民税賦課事務／市民税課

税基幹システム改修業務費用の追加

11,000千円 → 29,370千円

(内訳) 委託料 18,370千円増

- ・ 令和7年3月31日公布、同4月1日施行された地方税法等の改正に応じた個人住民税の税額算定を行うため、税基幹システムを改修しようとするもの。
- ・ 当初予算積算時は改正内容が国から示されていなかったことから、概算要求を行ったため補正するもの。

⑤ 戸籍・住基一般事務／市民課

住居地等記録端末購入に係る費用の追加

0千円 → 1,099千円

(内訳) 備品購入費 1,099千円増

- ・ 法改正により、在留カード等に住居地を記載するとともに電磁的方式により記録をし、また、特別永住者証明書にも交付年月日を電磁的方式により記録する事務が市区町村の法定受託事務となった。
- ・ 住居地等記録端末については、各市町村で調達する必要があるため、この費用を補正するもの。
- ・ なお、住居地等記録端末の調達費用は、全額(10/10)が国庫補助金の対象とされている。

⑥ 重点事業 私立保育所等整備事業／保育課

鎌倉市保育対策総合支援事業費補助金の追加

0千円 → 40,788千円

(内訳) 補助金 40,788千円増

- ・ 小規模保育施設等の整備を検討する事業者から、令和8年(2026年)4月以降の開所に向けた相談があり、具体化に向けた協議を行っている。
- ・ 協議が整い次第、速やかに施設整備に着手ができるよう、施設整備に必要となる経費を補正するもの。

⑦ 重点事業 緑地維持管理計画推進事業／みどり公園課

樹木の伐採等の委託料の追加

4,500千円 → 11,990千円

(内訳) 委託料 7,490千円増

- ・ 倒木した場合に緑地の隣接地に影響を及ぼす可能性のある危険な樹木の伐採等について、国から交付予定である社会資本整備総合交付金において、同じ重点配分対象事業であるみどり公園課の緑地取得事業への充当金額を調整することで、来年度以降に対応予定だった伐採を前倒しして行い、倒木等による災害の未然防止を図るため、補正するもの。
- ・ 社会資本整備総合交付金の増は2,983千円。
- ・ 一般財源負担分の増は4,507千円。

⑧ 消防施設管理事業／消防総務課

鎌倉消防署各所修繕料の追加

10,000千円 → 18,453千円

(内訳) 維持修繕料 8,453千円増

- ・ 職員の使用する風呂場、洗面脱衣所・更衣室、仮眠室について、経年による劣化が著しいことや、労働環境として芳しくない状況であることから、環境改善のための修繕料を補正するもの。

⑨ 学校施設管理事業／学校施設課

小中学校の石綿含有建材除去委託料の追加

116,431千円 → 141,035千円

(内訳) 委託料 24,604千円増

- ・ 令和6年度に実施した石綿含有保温材等調査において、石綿含有吹付材が確認されたため、その除去等業務委託を実施するもの。
- ・ 物価高騰などの影響により、当初予算要求時から見積額が増加したことから、不足額を補正するもの。

⑩ 重点事業 史跡環境整備事業／文化財課

史跡北条氏常盤亭跡崩落対策工事請負費の追加

147,136千円 → 221,406千円

(内訳) 工事請負費 74,270千円増

- ・ 令和6年度から7年度にかけて実施している「史跡北条氏常盤亭跡崩落対策詳細設計業務委託」による工事費の積算資料をもとに、発注に向けた工事費用を道路課に委任し積算したところ、材料費や人件費の高騰により当初予算から増額となったため補正するもの。
- ・ また、詳細設計実施中に生じた、崩落対策対象範囲に隣接する土地への落石に対する措置も追加となった。
- ・ 工事が令和7年度中に完了しない見込みのため、合わせて繰越明許費の設定をする。

歳入

(国庫支出金)

- ① 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業費補助金）の増額（11,666 千円／公的不動産活用課）
23,100 千円 → 34,766 千円
- ② 保育対策総合支援事業費補助金の追加（27,192 千円／保育課）
0 千円 → 27,192 千円
- ③ 社会資本整備総合交付金の追加（2,983 千円／みどり公園課）
1,500 千円 → 4,483 千円
- ④ 学校施設環境改善交付金（▲16,818 千円／学校施設課）
16,818 千円 → 0 千円
- ⑤ 史跡等保存整備費補助金（▲21,991 千円／文化財課）
73,568 千円 → 51,577 千円
- ⑥ 中長期在留者住居地届出等事務委託費の追加（1,099 千円／市民課）
400 千円 → 1,499 千円

(県支出金)

- ① 史跡等保存整備費補助金（▲733／文化財課）
8,452 千円 → 7,719 千円

(繰越金)

- ① 前年度繰越金の追加（111,396 千円／財政課）
600,000 千円 → 711,396 千円
歳出の増額に伴う前年度繰越金の増

(諸収入)

- ① 雑入（市有地管理に起因する事故の損害賠償に係る保険料）の追加（1,062 千円／公的不動産活用課）
6,304 千円 → 7,366 千円

(地方債)

- ① 本庁舎等施設整備事業債の追加（100 千円／公的不動産活用課）
20,700 千円 → 20,800 千円
- ② 義務教育施設整備事業債の追加（38,900 千円／学校施設課）
193,300 千円 → 232,200 千円
- ③ 史跡保存事業債の追加（87,200 千円／文化財課）
58,600 千円 → 145,800 千円

繰越明許費

① 公共施設再編事業／公的不動産活用課

旧諸戸邸増築棟解体及び防災対策工事請負事業

- ・ 令和7年度に完了する予定だった旧諸戸邸増築棟解体及び防災対策工事請負事業について、入札不調によりスケジュールが変更となり、完了予定が令和8年8月となったことから、繰越明許費を設定するもの。
- ・ 繰越明許費 69,531 千円

② 史跡環境整備事業／文化財課

史跡北条氏常盤亭跡崩落対策工事請負事業

- ・ 令和7年度に完了する予定だった史跡北条氏常盤亭跡崩落対策工事請負事業について、工事範囲が追加されたことにより年度内に事業が完了しないことから、繰越明許費を設定するもの。
- ・ 繰越明許費 221,406 千円

債務負担行為

① 重点事業 放課後子ども総合プラン等管理運営事業／青少年課
放課後子どもひろばふかさわ外 5 施設管理運営事業費

放課後かまくらっ子深沢・玉縄・関谷の指定管理期間が令和 8 年 3 月末で終了するため、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間で指定管理期間とし、指定管理料について債務負担行為を設定するもの。

なお、今年度中に指定管理者を決定し基本協定を締結する必要があることから、設定期間は令和 7 年度から令和 12 年度までとする。

- ・ 債務負担行為設定額 785,077 千円
- 債務負担行為設定期間 令和 7 年度から令和 12 年度まで

- ・ 年割額

令和 7 年度	0 千円
令和 8 年度	157,015 千円
令和 9 年度	157,015 千円
令和 10 年度	157,015 千円
令和 11 年度	157,015 千円
令和 12 年度	157,015 千円

② 公立保育所管理運営事業／保育課
保育士派遣委託事業費

- ・ 公立保育所における児童の受入れや、障害児等の配慮を要する児童の受入れを安定的に行うため、人材派遣事業者と契約を締結し、保育士の派遣を継続的に受けている。
- ・ 令和 8 年度に公立保育所に配置する予定の派遣保育士（8 名）について、保育士の確保に一定の期間を要することから、令和 7 年度中に一般競争入札による事業者選定を実施するため、補正予算により債務負担行為を設定するもの。

- ・ 債務負担行為設定額 54,763 千円
- 債務負担行為設定期間 令和 7 年度から令和 8 年度まで

- ・ 年割額

令和 7 年度	0 千円
令和 8 年度	54,763 千円

③ あおぞら園管理運営事業／発達支援室

あおぞら園管理運営事業費

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園の指定管理期間が令和 8 年 3 月末で終了するため、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間を指定管理期間とし、指定管理料について債務負担行為を設定するもの。

なお、今年度中に指定管理者を決定し基本協定を締結する必要があることから、設定期間は令和 7 年度から令和 12 年度までとする。

・ 債務負担行為設定額	531,082 千円
債務負担行為設定期間	令和 7 年度から令和 12 年度まで
・ 年割額	
令和 7 年度	0 千円
令和 8 年度	106,216 千円
令和 9 年度	106,216 千円
令和 10 年度	106,216 千円
令和 11 年度	106,216 千円
令和 12 年度	106,216 千円

④ ごみ資源化事業／ごみ減量対策課

一般廃棄物積替施設移転に係る基本設計等業務委託事業費

坂ノ下積替所及び植木剪定材受入事業場の機能移転に必要な設計等を実施するため、債務負担行為を設定するもの。

・ 債務負担行為設定額	47,839 千円
債務負担行為設定期間	令和 7 年度から令和 8 年度まで
・ 年割額	
令和 7 年度	0 千円
令和 8 年度	47,839 千円

⑤ 小学校給食事業／学務課

小学校給食調理等業務委託事業費

- ・ 第一小学校、腰越小学校、西鎌倉小学校及び玉縄小学校に係る給食調理等業務委託費用について、令和7年度当初予算にてすでに設定済みの債務負担行為の限度額の変更を行うもの。

既債務負担行為設定額	第一・腰越	: 287,125 千円
	西鎌倉・玉縄	: 328,025 千円
変更後債務負担行為設定額	第一・腰越	: 309,155 千円 (22,030 千円増)
	西鎌倉・玉縄	: 335,533 千円 (7,508 千円増)

債務負担行為設定期間 令和7年度から令和12年度まで（変更なし）

- ・ 年割額

年度	第一・腰越		西鎌倉・玉縄	
	当初	変更	当初	変更
令和7年度	0千円	0千円	0千円	0千円
令和8年度	57,425千円	61,831千円	65,605千円	67,107千円
令和9年度	57,425千円	61,831千円	65,605千円	67,107千円
令和10年度	57,425千円	61,831千円	65,605千円	67,107千円
令和11年度	57,425千円	61,831千円	65,605千円	67,107千円
令和12年度	57,425千円	61,831千円	65,605千円	67,107千円
合計	287,125千円	309,155千円	328,025千円	335,533千円

令和 7 年 市議会 9 月定例会提案予定議案（補正予算・国民健康保険事業特別
会計 1 号）

【補正額】

- ・ 歳入歳出とも 50,341千円の増額
- ※補正後予算額 16,396,541千円

補正予算

歳出

① 国民健康保険運営事業／保険年金課

国民健康保険システム子ども子育て支援金対応業務委託

18,668千円 → 69,009千円

（内訳） 委託料 50,341千円増

- ・ 子ども・子育て支援法の改正により、保険料の算定方法等が変更されることから、国民健康保険システムの改修を行う必要がある。システム改修の経費を補正するもの。

歳入

（国庫支出金）（保険年金課）

① 子ども・子育て支援事業費補助金の追加

0千円→50,341千円

- ・ 歳出で説明の国民健康保険運営事業の追加に伴う増

債務負担行為

① 国民健康保険運営事業／保険年金課

国民健康保険システム子ども子育て支援金対応業務委託事業費

令和7年度から令和8年度までの期間で債務負担行為の設定（予算は全額令和8年度に計上）を行ったが、令和8年度に執行した分の経費については国庫補助の対象外であることが令和7年5月に示されたため、設定した債務負担行為を廃止し、補正予算により対応しようとするもの。

- ・ 廃止する債務負担行為

債務負担行為設定額 50,341千円

債務負担行為設定期間 令和7年度から令和8年度まで

年割額

令和7年度 0千円

令和8年度 50,341千円

令和 7 年 市議会 9 月定例会提案予定議案（補正予算・後期高齢者医療事業特別会計 1 号）

【補正額】

- ・ 歳入歳出とも 10,061 千円の増額
- ※補正後予算額 6,861,861 千円

補正予算

歳出

① 後期高齢者医療運営事業／保険年金課

後期高齢者医療システム子育て支援金制度改正対応業務委託料の追加

14,552 千円 → 24,613 千円

(内訳) 委託料 10,061 千円増

- ・ 子ども・子育て支援法の改正により、保険料の算定方法等が変更されることから、後期高齢者医療システムの改修を行う必要がある。システム改修の経費を補正するもの。

歳入

(国庫支出金) (保険年金課)

① 子育て支援金制度改正対応補助金の追加

0 千円→10,061 千円

- ・ 歳出で説明の後期高齢者医療運営事業の追加に伴う増

令和 7 年 市議会 9 月定例会提案予定議案
(補正予算・下水道事業会計 1 号)

【補正額】

・ 収益的支出	9, 8 1 2 千円の増額
※補正後予算額	7, 4 2 2, 1 4 6 千円
・ 収益的収入	7 6 8 千円の増額
※補正後予算額	7, 4 6 9, 3 5 0 千円
・ 資本的支出	8 3, 5 5 0 千円の増額
※補正後予算額	3, 7 6 2, 8 9 4 千円
・ 資本的収入	7 9, 3 0 0 千円の増額
※補正後予算額	2, 1 3 3, 8 9 6 千円

補正予算**支出****①雨水管渠費／下水道河川課**

下水道管路全国特別重点調査に係る経費の追加

0 千円 → 1 1, 8 3 6 千円

(内訳) 委託料 1 1, 8 3 6 千円増

- ・ 令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受けて、国土交通省より「下水道管路の全国特別重点調査」を実施するよう依頼があった。八潮市と同種、同類の事故を未然に防ぐため、下水道管の状態調査である「潜行目視調査」の結果に基づいた「路面空洞化調査」に要する経費を補正するもの。

収入

- ・ 財源 国庫補助金 768 千円

支出**②汚水管路建設費／下水道河川課**

公共污水ます設置に係る経費の追加

8,250千円 → 14,800千円

(内訳) 委託料 6,550千円増

- ・ 今年度実施予定の3か所のうち、城廻にて設置予定の公共污水ますについて、接続する本管の埋設位置が深いため、通常の工法とは異なり、地中を掘り進みながら管を埋設する推進工法による施工の必要が発生したため、経費を補正するもの。

収入

- ・ 財源 企業債 6,200千円

支出**③汚水管路改良費／下水道河川課**

公共下水道(汚水)改築事業(西部圧送管)に係る経費の追加

0千円 → 77,000千円

(内訳) 工事請負費 77,000千円増

- ・ 令和元年8月に発生した国道134号稲村ヶ崎駅入口交差点付近の道路擁壁の破損及び海側歩道の沈下に伴い、当該歩道内に敷設している既設下水道管を車道部へ移設する工事を、令和6年9月から着手し、令和7年10月の工事完成を目指し進めているが、路面復旧について、国道134号の道路管理者である神奈川県からの指示により当初計画から変更が生じるため、経費を補正するもの。

収入

- ・ 財源 企業債 73,100千円

支出

④山崎浄化センター処理場費／浄化センター

山崎浄化センターLCD監視装置修繕事業に係る経費の削減

2,024千円 → 0千円

(内訳) 維持修繕料 2,024千円減

- ・ 山崎浄化センターのLCD監視装置の交換修繕に使用する半導体等が調達困難で長納期化しており、令和7年度中の完了が困難である。
- ・ 当該修繕は、地方公営企業法上、建設改良費ではなく、収益的収支予算であり、契約しなければ翌年度に繰越すことができないため、令和8年度末までの債務負担行為を設定し、令和7年度の経費の削減を補正するもの。

債務負担行為

①山崎浄化センター処理場費／浄化センター

山崎浄化センターLCD監視装置修繕事業費

- ・ 山崎浄化センターの受変電、水処理、汚泥処理等の各機器の運転操作を制御する「LCD監視装置」の部品であるハードディスクや電源装置等の交換修繕を行う事業。
- ・ 交換修繕に使用する半導体等が調達困難で長納期化しており、令和7年度中の完了が困難である。
- ・ 当該修繕は、地方公営企業法上、建設改良費ではなく、収益的収支予算であり、契約しなければ翌年度に繰越すことができないため、令和8年度末までの債務負担行為の設定を行うもの。

- ・ 債務負担行為設定額 2,024千円
債務負担行為設定期間 令和7年度から令和8年度まで

- ・ 年割額 令和7年度 0千円
令和8年度 2,024千円